# 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令 （平成十七年総務省令第四十号）

#### 第一条（趣旨）

この省令は、消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。）第二十九条の四第一項の規定に基づき、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等（令第二十九条の四第一項に規定するものをいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 第二条（用語の意義）

この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

###### 一

特定共同住宅等

###### 一の二

住戸利用施設

###### 一の三

特定住戸利用施設

###### 二

住戸等

###### 三

共用室

###### 四

共用部分

###### 五

階段室等

###### 六

開放型廊下

###### 七

開放型階段

###### 八

二方向避難型特定共同住宅等

###### 九

開放型特定共同住宅等

###### 十

二方向避難・開放型特定共同住宅等

###### 十一

その他の特定共同住宅等

###### 十二

住宅用消火器

###### 十三

共同住宅用スプリンクラー設備

###### 十四

共同住宅用自動火災報知設備

###### 十五

住戸用自動火災報知設備

###### 十六

共同住宅用非常警報設備

###### 十七

共同住宅用連結送水管

###### 十八

共同住宅用非常コンセント設備

#### 第三条（必要とされる初期拡大抑制性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準）

特定共同住宅等（住戸利用施設を除く。）において、火災の拡大を初期に抑制する性能（以下「初期拡大抑制性能」という。）を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とする。

##### ２

住戸利用施設において、初期拡大抑制性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とする。

##### ３

前二項に規定するもののほか、特定共同住宅等における必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

###### 一

住宅用消火器及び消火器具（令第十条第一項に定める消火器具のうち、住宅用消火器を除く。）は、次のイ及びロに定めるところによること。

###### 二

共同住宅用スプリンクラー設備は、次のイからチまでに定めるところによること。

###### 三

共同住宅用自動火災報知設備は、次のイからトまでに定めるところによること。

###### 四

住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備は、次のイからヘまでに定めるところによること。

##### ４

次の各号に掲げるときに限り、当該各号に掲げる特定共同住宅等における必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等を設置しないことができる。

###### 一

次のいずれかに該当するとき

###### 二

住戸、共用室及び管理人室（住戸利用施設にあるものを除く。）に共同住宅用スプリンクラー設備を前項第二号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき（当該設備の有効範囲内の部分に限る。）

#### 第四条（必要とされる避難安全支援性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準）

特定共同住宅等（住戸利用施設を除く。）において、火災時に安全に避難することを支援する性能（以下「避難安全支援性能」という。）を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる避難安全支援性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とする。

##### ２

住戸利用施設において、避難安全支援性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる避難安全支援性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とする。

##### ３

前二項に規定するもののほか、特定共同住宅等における必要とされる避難安全支援性能を主として有する消防の用に供する設備等の設置及び維持に関する技術上の基準については、前条第三項第三号及び第四号の規定を準用する。

##### ４

前条第三項第三号又は第四号の規定により、通常用いられる消防用設備等に代えて必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等として共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備を設置したときは、第一項及び第二項の規定の適用については共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備を設置したものとみなす。

##### ５

住戸、共用室及び管理人室（住戸利用施設にあるものを除く。）に共同住宅用スプリンクラー設備を前条第三項第二号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときに限り、当該設備の有効範囲内の部分について、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備を設置しないことができる。

#### 第五条（必要とされる消防活動支援性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準）

特定共同住宅等（住戸、共用室及び管理人室について、その主たる出入口が階段室等に面する特定共同住宅等に限る。）において、消防隊による活動を支援する性能（以下「消防活動支援性能」という。）を主として有する通常用いられる消防用設備等（連結送水管及び非常コンセント設備に限る。）に代えて用いることができる必要とされる消防活動支援性能を主として有する消防の用に供する設備等は、共同住宅用連結送水管及び共同住宅用非常コンセント設備とする。

##### ２

前項に規定するもののほか、特定共同住宅等における必要とされる消防活動支援性能を主として有する消防の用に供する設備等の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

###### 一

共同住宅用連結送水管は、次のイからハまでに定めるところによること。

###### 二

共同住宅用非常コンセント設備は、次のイからハまでに定めるところによること。

# 附　則

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二〇年一二月二六日総務省令第一五五号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二二年二月五日総務省令第八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二三年九月二二日総務省令第一三一号）

この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

# 附　則（平成二四年三月二七日総務省令第一六号）

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二五年三月二七日総務省令第二八号）

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二六年三月二七日総務省令第二二号）

この省令は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第五十一号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

# 附　則（平成二七年二月二七日総務省令第一〇号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

###### 一

略

###### 二

第二条、第三条及び附則第二条の規定

#### 第二条（経過措置）

前条第二号に掲げる規定の施行の際、現に存する特定共同住宅等（第三条の規定による改正後の特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（以下この条において「新令」という。）第二条第一号に規定する特定共同住宅等をいい、地階を除く階数が十一以上のものの十階以下の階に存する同条第一号の三に規定する特定福祉施設等の部分に限る。以下同じ。）及び現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の特定共同住宅等における共同住宅用スプリンクラー設備が新令第三条第三項第二号イの規定に適合しないときは、同条第二項の表の中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等及び同表の下欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等については、同項及び同条第三項第二号イの規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

# 附　則（平成三〇年三月三〇日総務省令第一九号）

この省令は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

# 附　則（平成三〇年六月一日総務省令第三四号）

この省令は、公布の日から施行する。